

副

第8回黒潮町議会6月定例会会議録

令和2年6月5日 開会

令和2年6月11日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 5 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
6 月 6 日	土	休 会	休 会
6 月 7 日	日	休 会	休 会
6 月 8 日	月	休 会	休 会
6 月 9 日	火	本会議	一般質問
6 月 10 日	水	本会議	一般質問
6 月 11 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論・採決・閉会

黒潮町告示第 61 号

令和 2 年 6 月 第 8 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 29 日

黒潮町長 大西 勝也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 令和 2 年 6 月 5 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和2年6月5日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊		
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	川村一秋
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	土居雄人
建設課長	森田貞男		
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	橋田麻紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

2番 矢野依伸

3番 山本久夫

令和2年6月第8回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和2年6月5日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第8号から議案第23号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 8 号 黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 19 号 令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 20 号 黒潮町道の路線認定について
- 議案第 21 号 町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 1 工区）建築主体工事の請負契約の締結について
- 議案第 22 号 町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 2 工区）建築主体工事の請負契約の締結について
- 議案第 23 号 黒潮町 G I G A スクールタブレット購入の物品売買契約の締結について

議 事 の 経 過

令和2年6月5日
午前9時00分開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和2年6月第8回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

報告第28号から30号までが町長から、報告31号から第34号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認をお願い致します。

次に、本日までに受理しました陳情書は議席に配布をしておりますので、文書表のとおりです。

陳情第15号を総務教育常任委員会に付託致します。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で、議長の行動報告につきましては議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、令和2年6月第8回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今議会におきましても真摯（しんし）な対応に努めてまいりたいと思っておりますので、提案させていただきます議案につきまして慎重なご審議と適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、5月議会臨時会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策について報告させていただきます。

この間、政府では、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、4月16日に緊急事態宣言を、5月6日までとしながらも対象地域を全都道府県に拡大を致しました。

これを受け、高知県からも県民に対し、5月6日までの間の昼夜を問わない不用不急の外出自粛、対象事業所に対しては休業要請、ならびに営業時間の短縮等が要請されました。

その後、5月4日には、引き続き全都道府県を対象に5月31日まで緊急事態宣言が延長されましたが、高知県におきましては特定警戒都道府県に該当しておらず、5月7日から31日までの期間は、観光などによる県外からの来高を含む不用不急の他県との往来自粛、夜間の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウスへの出入り自粛、一定規模のイベント等の開催や参加の自粛、新しい生活様式の実践などが示されたものの、昼夜を問わない不用不急の外出自粛や対象事業者への休業要請および営業時間の短縮につきましては解除の方針が示され、5月6日をもって解除することとなりました。

しかしながら、本町では、一定期間の経過観察が必要であると判断をし、5月14日に示される予定であ

りました専門家会議の所見、政府の方針、県内の感染状況等を総合的に考慮し、休業養成期間の1週間程度の前倒しについて5月15日に最終判断を行うこととし、同5月15日に開催を致しました第13回新型コロナウイルス感染症対策行動本部会議において検討した結果、5月18日をもって休業要請を解除することを決定致しました。

しかしながら、感染拡大は加速する場の回避、基本的な感染対策の実施などのため、衛生管理の今以上の徹底が必要であると判断をし、5月16、17日の両日、各事業所を巡回し衛生管理の徹底をお願いを行うとともに、5月中のつなぎ物資としてのマスクや消毒液の配布を行い、併せて、5月中の県外客や店舗の座席の規制、消毒液の設置などの依頼を行ってきたところです。

また、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として実施されております10万円の特別定額給付金につきましては、郵送申請の場合、申請書の発送を5月15日に行い、第1回目の給付を5月28日に行った後、6月2日には第2回の給付を行うなど、準備が整った申請から順次給付を行っているところです。

なお、5月25日をもって全国的に緊急事態宣言の解除とはなりましたが、ウイルス感染の可能性がなくなったわけではなく、引き続き新しい生活様式等を参考に感染防止にご留意いただきますとともに、これから夏を迎えるに当たり、外出時にはマスクの着脱等、適宜ご判断をいただきながら熱中症予防にもご留意をいただきたいと思っております。

また、国をはじめ関係機関からも、各種経済対策が今後も続いて打ち出されることとなります。行政と致しましても適宜、情報提供に努めてまいります。

併せて、町内事業所へ現在送付させていただいておりますアンケート調査に積極的にご協力いただきますとともに、それぞれ情報にご留意をいただきながら、不明な点をはじめお困り事につきましてはお気軽に行政にご相談をいただきますよう、よろしくお願い致します。

次に、令和元年度普通会計等の決算見込みの概要について報告させていただきます。

令和元年度の一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、宮川奨学資金特別会計、情報センター事業特別会計の合計であります普通会計の決算につきましては、積極予算の中でも財政健全化に努めた結果、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支が約1億9,700万円となる見込みで、このうち繰越財源の1,800万円を差し引いた実質収支は1億7,900万円程度の黒字となる見込みであります。

また、他の特別会計の決算でございますが、国民健康保険事業特別会計を含む全ての特別会計におきましても黒字決算となる見込みであります。

新型コロナウイルス感染症への経済対策、および第2波、第3波への予防対策の備えを進めつつ、これまで同様、財政健全化に努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番矢野依伸君、3番山本久夫君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの7日間をしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月11日までの7日間に決定致しました。

日程第3、議案第8号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例についてから、議案第23号、黒潮町GIGAスクールタブレット購入の物品売買契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(大西勝也君)

それでは、令和2年6月第8回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案についてご説明致します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第8号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例についてから、議案23号、黒潮町GIGAスクールタブレット購入の物品売買契約の締結についてまでの16議案でございます。

提案させていただきます議案の内訳は、条例の一部改正が10件、補正予算が2件、町道の認定が1件、工事の請負契約の締結の議案2件、物品の売買契約の締結1件の、計16議案となっております。

まず、議案第8号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町防災会議条例をはじめとする14の条例の学識経験者等と規定している条文について、広義の意とするため一括して識見を有する者に、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日と令和2年4月30日に公布されたことにより、町民税の減免要件の追加、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例、個人町民税の寄附金税額控除などについて、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第10号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が平成31年3月30日に公布されたことにより、適用期限の延長について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が平成31年3月30日に公布されたことにより、適用期限の延長について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布されたこと、および新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対し、保険税の減免を行う取扱い等について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和2年5月7日に公布されたことにより、マイナンバー通知カードの再交付手続の廃止について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染するなど一定の条件を満たした被保険者に対する傷病手当を支給するために、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月17日公布されたことにより、傷病手当の支給に関する規定について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布されたことにより、低所得者の保険料軽減強化が図られたこと、ならびに新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、保険料の減免を行う取扱い等について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、大方地区の上水道事業と、7つの簡易水道事業、および2つの飲料水供給施設を統合することにより水道施設管理の一元化を図り、安全で安定した生活用水を供給し、経営基盤を強化するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第18号、令和2年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億7,231万6,000円を追加し、歳入歳出総額を123億131万6,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、まず総務費では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、起債の充当による3,260万円の財源組み換え。

民生費では、新型コロナウイルス感染症対策による健康支援地域応援事業や障がい者への支援の経費など、1,335万5,000円の追加。

労働費では、人事異動など人員の調整に伴う会計年度任用職員の経費1,063万8,000円の追加。

農林水産業費では、林道改良の費用、および活餌事業災害補てんなど、763万1,000円の追加。

商工費では、プレミアム付き商品券と食事券の発行に係る経費など、1億3,193万円の追加。

消防費では、避難所における感染症対策としての物品や、備品を購入する経費205万2,000円の追加。

教育費では、GIGAスクールサポーター配置委託575万円の追加などを計上させていただいております。

これらの歳出に対応するための歳入は、それぞれ国、県の補助金などを活用し、一般財源分は施設等整備基金などの繰り入れにより対応し、最終的に財政調整基金の繰り入れにより収支の調整を行っております。

次に、議案第19号、令和2年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

ます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 566 万 2,000 円を追加し、歳入歳出総額を 18 億 2,190 万 1,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の条件を満たした被保険者に傷病手当を支給するものでございます。

次に、議案第 20 号、黒潮町道の路線認定について説明させていただきます。

この路線につきましては、国道 56 号線大方改良の開通により、町道入野駅前線から入野本村東地区へ新たに接続する路線を入野駅前支 1 号線として町道に認定することにつきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 21 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 1 工区）建築主体工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、5 月 29 日に指名競争入札を行い落札業者が決定しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項 5 号の規定により、請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 1 工区）建築主体工事で、契約の方法は指名競争入札、契約金額は 1 億 8,942 万円。契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町伊与喜 43 番地 5、株式会社土居建設、代表取締役、土居三平です。

なお、この入札の指名業者数は 8 社でありましたが、4 社が辞退致しましたので、入札は 4 社で行われました。

次に、議案第 22 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 2 工区）建築主体工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、5 月 29 日に指名競争入札を行い落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項 5 号の規定により、請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

工事の契約目的は、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 2 工区）建築主体工事で、契約の方法は指名競争入札、契約金額は 2 億 7,654 万円。契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野 2584 番地、西南総合建設株式会社、代表取締役、中澤正志です。

なお、この入札の指名業者数は 8 社でございましたが、6 社が辞退を致しましたので、入札は 2 社で行われました。

最後に、議案第 23 号、黒潮町 G I G A スクールタブレット購入の物品売買契約の締結について説明させていただきます。

この契約につきましては、5 月 29 日に指名競争入札を行い落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項 8 号の規定により、物品売買契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

この契約の目的は、黒潮町 G I G A スクールタブレット購入で、契約の方法は指名競争入札、契約金額が 2,249 万 3,900 円。

契約の相手方は、高知県高知市竹島町 143 番地 42、株式会社富士、代表取締役、富木田裕士です。

なお、この入札の指名業者数は 8 社でございましたが、3 社が辞退をされましたので、入札は 5 社で行われました。

説明は以上でございますが、議会最終日に、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策に伴う一般会計補正予算についての議案 1 件、ならびに、人事案件であります人権擁護委員の推薦についての 2 つの議案を追加させていただき予定となっておりますので、併せてよろしくお願い致します。

この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

議案第8号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は2ページに、条例案は3ページから5ページにあります。

この条例制定の理由につきましては、先の議会におきまして、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、執行機関の附属機関として条例を整備するため提案をさせていただきましたところ、委員会等を組織する委員で学識経験者との規定につきまして、広い範囲の解釈を可能とするため識見を有する者と訂正をさせていただきましたことに関連しまして、今回、見直すことが必要となった各条例を一括して改正するための条例となっております。

改正の内容につきましては、識見を有する者として委員会等の委員として組織する場合、これまでの学識経験者などの規定を識見を有する者などに改正し、広義の意味とするための改正案となっております。

詳細につきまして、参考資料により説明をさせていただきますので、参考資料1ページをお開きください。

1ページの第1条による改正の黒潮町防災会議条例の会長及び委員を規定する第3条の第5項第8号の学識経験のある者を、識見を有する者に改める改正案となっております。

同様に、第2条による改正の黒潮町退職手当審査会設置条例の第3条組織の第2項につきましても、学識経験を識見と改め、3ページの黒潮町学校給食センター設置に関する条例の第6条運営委員会の第6号を、学識経験者から識見を有する者に改める改正案となっております。

同じく、次ページの黒潮町宮川奨学資金貸与条例の第8条選考委員会の組織の第2項で、学識経験者等を識見を有する者と改めるものとなっております。

以下、5ページの第5条による改正の黒潮町社会教育委員に関する条例から、14ページの第14条による改正の黒潮町消防委員会条例の改正につきましても、学識経験のある者などの表現を識見を有する者等の表現に改めたり、学識経験者等の記述を削る改正を行うことで、広い範囲の解釈を可能とするため識見を有する者に改める改正案となっております。

以上で、誠に簡単ではありますが、議案第8号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは、議案第9号から議案15号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第9号の黒潮町税条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。議案書は6ページからになります。

改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第5号が令和2年3月31日に交付されたことと、地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第26号が令和2年4月30日に交付され、同日から施行されたことにより、黒潮町税条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の15ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となります。

第1条改正による第51条は町民税の減免を規定しており、減免要件として、第1項に第8号の天災又は天候の不順により損害を受けた者を加えるものです。

第9号では、表現を改めるものです。

第2項では、納期限前の7日以降に減免要件が発生した場合には、現条例では対応できないため、ただし書きを加えるものです。

第51条は、公布の日から施行としています。

附則第10条は、読替規定を規定しており、法改正に伴い適用条項の整備をするものです。公布の日から施行としています。

16ページ、附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合を規定しており、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋および構築物を加え、割合をゼロとするものです。公布の日から施行としています。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税を規定しており、軽自動車税の環境性能の税率を軽減する特例措置の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までとするものです。公布の日から施行としています。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を規定し、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者または特別徴収義務者が令和3年1月31日までに納付し、または納入すべき一定の町の徴収金を一時に納付し、または納入することが困難であると認められるときは、町の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができることとするものです。

第2項では、徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等の事実があること、および町の徴収金を一時に納付し、または納入することが困難である事情の詳細等を記載した申請書に当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類等を添付し、これを町長に提出しなければならないこととするものです。附則第24条は、公布の日から施行としています。

17ページ、第2条改正による第24条は、個人の町民税の非課税の範囲を規定しており、第1項第2号では非課税措置について、寡夫を対象から除き一人親を対象とするものです。令和3年1月1日から施行としています。

第34条の2は所得控除を規定しており、法改正に伴い適用条項の整備をするとともに、ひとり親控除を追加するものです。令和3年1月1日から施行としています。

18ページ、第36条の2は、町民税の申告を規定しており、法改正に伴い適用条項の整備をするものです。令和3年1月1日から施行としています。

19ページ、第94条は、たばこ税の課税標準を規定しており、第2項では葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量0.7グラム未満の葉巻たばこの1本の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものです。

第4項では、第2項の表から同項のただし書きの葉巻たばこを除くものです。

第94条は、令和2年10月1日から施行としています。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例を規定しており、租税特例措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備をするものです。令和3年1月1日から施行としています。

20 ページ、附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例を規定しており、租税特例措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備をするものです。令和3年1月1日から施行としています。

21 ページ、附則第10条、22 ページ、附則第10条の2、附則第17条、23 ページ、附則第17条の2は、法改正に伴い適用条項の整備をするものです。令和3年1月1日から施行としています。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を規定しており、個人の町税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして、町の条例で定めるものを一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に、その放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額の合計額、20万円を超える場合は20万円の寄附金を支出したものと見なして、町民税に関する規定を適用するものです。令和3年1月1日から施行としています。

24 ページ、附則第26条は、新型コロナウイルス等に関する住宅借入金等特別税額控除の特例について規定しており、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の割合にその適用期限を令和16年度分の個人の町民税まで延長するものです。令和3年1月1日から施行としています。

25 ページ、第3条改正による第19条、26 ページ、第20条、第23条は、法改正に伴い適用条項および表現を整備するものです。令和4年4月1日から施行としています。

27 ページ、第31条、均等割の税率を規定しており、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴い、規定の整備をするものです。令和4年4月1日から施行としています。

28 ページ、第48条は、法人の町民税の申告納付を規定しており、第1項から第7項までは、法改正に伴い適用条項の整備をするものです。

31 ページ、第9項は、通算法人について課税標準を法人税額とする個人帰属法人税額の廃止に伴い、規定を削除するものです。

32 ページ、第9項を削除したことに伴い項のずれを調整し、第9項から第16項までは、法改正に伴い適用条項の整備をするものです。

第48条は、令和4年4月1日から施行としています。

34 ページ、第50条は法人の町民税に係る不足税額の納付の手続を規定しており、法改正に伴い適用条項の整備をするものです。

第3項では、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴い、規定の整備をするものです。令和4年4月1日から施行としています。

36 ページ、第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について規定しており、第4項から第6項までは、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴い、規定の削除をするものです。令和4年4月1日から施行としています。

38 ページ、第94条は、たばこ税の課税標準を規定しており、令和3年10月1日以降において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものです。令和3年10月1日から施行としています。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例を規定しており、法改正に伴い適用条項の整備をするものです。令和4年4月1日から施行としています。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

次に、議案第 10 号の、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明致します。議案書は 12 ページからになります。

改正理由は、半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が、平成 31 年 3 月 30 日に交付され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されていることから、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 39 ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となります。

第 3 条、不均一課税の要件を定めており、適用期限を平成 31 年 3 月 31 日までであったものを、令和 3 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するものです。

議案書の 13 ページをお開きください。

附則では、公布の日から施行としています。

以上で、議案第 10 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 11 号の黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は 14 ページからになります。

改正理由は、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が平成 31 年 3 月 30 日に交付され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されていることから、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 40 ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となります。

第 2 条は課税免除の要件を定めており、適用期限を平成 31 年 3 月 31 日までであったものを令和 3 年 3 月 31 日まで、2 年間延長するものです。

議案書の 15 ページをお開きください。

附則では、公布の日から施行としています。

以上で、議案第 11 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 12 号の黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は 16 ページからになります。

改正理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令、令和 2 年政令第 109 号が令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことと、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、令和 2 年 4 月 7 日閣議決定において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して国民健康保険等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象とする保険税の減免の取扱い等については、保険者が条例または規約に基づき行うものであるとされています。

これらに基づく減免について、対象となる保険税の対象期間などが現行の条例では対応する規定となっていないため、条例整備をする必要があることから黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 41 ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となります。

第 26 条は国民健康保険税の減免を規定しており、第 2 項では普通徴収と特別徴収の申請期限を明確にするものです。

また、同項の規定では、新型コロナウイルス感染症だけでなく、災害などのやむを得ない個別事情が納期限前の 7 日以降に発生した場合には現条例では対応できないため、ただし書きを加えるものです。

公布の日から施行としています。

第8項、42ページ、第9項、政令改正に伴い適用条項の整備をするものです。令和3年1月1日から施行としています。

附則第18項および44ページ、第19項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免を規定しており、附則第18項では、減免対象期間および要件を規定しています。

附則第19項では、申請期限等を定めています。

附則第18項および第19項の規定は、令和2年2月1日から施行としています。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

次に、議案第13号の黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は19ページからになります。

改正理由は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令、令和2年政令第164号が令和2年5月7日に公布され、令和2年5月25日に施行されたことによりマイナンバー通知カードの再交付手続が廃止されたことから、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正するものです。

それでは、条文について新旧対照表をご覧ください。参考資料の45ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となります。

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令によりマイナンバー通知カードの再交付手続が廃止されたことから、別表(第2条、第3条関係)の区分、個人番号の通知カードの再交付。ただし、再交付をやむを得ないものとして町長が認める場合を除く、の項を削るものです。

議案書の20ページをお開きください。

附則では、公布の日から施行としています。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

次に、議案第14号の黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は21ページからになります。

改正理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が休みやすい環境を整備するため、国から緊急的、特例的な措置として、傷病手当金の支給を行うことを求められています。

傷病手当金の支給については、国民健康保険法第58条第2項の規定において、市町村は、条例又は規約の定めるところにより行うことができることとされていることから、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の条件を満たした被保険者に対する傷病手当金を支給するために黒潮町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の46ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を行うために、次の4条を加えるものです。

第5条の2は、新型コロナウイルス感染症に感染した給与等を受ける被保険者等に係る傷病手当金を規定しており、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または

発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限り、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するものです。

第2項では、傷病手当金の額について、47ページ、第3項では、傷病手当金の支給期間について規定しています。

第5条の3、第5条の4は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整を規定しております。

48ページ、第5条の5は、新型コロナウイルス感染症に感染した事業を営む被保険者に係る傷病手当金を規定しており、事業を営む被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限り、その業務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から業務に服することができない期間のうち業務に就くことを予定した日について、傷病手当金を支給するものです。

第2項では、傷病手当金の額について、第3項では、傷病手当金の支給期間について規定しています。

議案書の23ページをお開きください。

附則では公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとするものです。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

次に、議案第15号の黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書は24ページからになります。

改正理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が休みやすい環境を整備するため、国から緊急的、特例的な措置として、傷病手当金の支給を行うことを求められています。

傷病手当の支給については、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項の規定において、後期高齢者医療広域連合は条例の定めるところにより行うことができるとされています。

そこで、高知県後期高齢者医療広域連合では、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を令和2年4月17日に公布したことにより、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の49ページをお開きください。

下線部分が、改正箇所となります。

第2条は、町において行う事務を規定しており、第1項に第8号として、傷病手当の支給に係る申請書の提出の受付事務を加えるものです。

議案書の25ページをお開きください。

附則では、公布の日から施行としています。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。議案第9号から議案第15号までの、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは私の方から、議案第16号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさ

させていただきます。議案書は26ページからになります。

改正理由は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、低所得者の保険料軽減強化が図られたこと、および新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象となる保険料の減免を行う取扱い等については、保険者が条例に基づき行うものであることとされています。

これらに基づく減免について、対象となる保険料の対象期間などが現行の条例では対応する規定となっていないため、条例整備をする必要があることから黒潮町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料は50ページからになります。

第2条第2項は、第1号被保険者の第1段階の介護保険料を規定しており、令和元年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に改め、令和2年度における介護保険料を2万7,500円から2万2,000円に軽減するものでございます。

第3項は、第1号被保険者の第2段階の介護保険料を規定しており、令和元年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に改め、2万7,500円を2万2,000円に、4万5,800円を3万6,600円とするものです。

第4項は、第1号被保険者の第3段階の介護保険料を規定しており、令和元年度から令和2年度までの各年度を令和2年度に改め、2万7,500円を2万2,000円に、5万3,100円を5万1,200円とするものです。

附則に見出しと2項を加える改正は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免について、附則第9項および第10項の規定を加えたものとなっています。

第9項は、減免措置を行う場合の減免要件とその対象となる保険料を規定したものです。

第10項については、申請期限の特例を定める規定となっております。

新型コロナウイルス感染症に係る減免措置を行うに当たり整備の必要が生じた特例ですので、第9項および第10項を時限的な特例規定として附則に定めたものです。

議案書28ページをお願いします。

施行期日を公布の日からとし、改正後の新条例附則第9項および第10項の規定は、令和2年2月1日から適用。改正後の新条例第2条の規定は、令和2年4月1日から適用することとしています。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第17号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は29ページ、条例案は30ページでございます。また、新旧対照表につきましては、参考資料の53ページから55ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

今回の条例の改正につきましては、大方地区の上水道事業と7つの簡易水道事業、および2つの飲料水供給施設を統合することにより、水道施設管理の一元化を図り、安全で安定した生活用水を供給し、経営基盤を強化するものでございます。

参考資料53ページからの新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。

第1条では、水道事業の統合に伴い、カッコ書きの簡易水道事業を含む、以下同じ、を削るものでございます。

第2条第2項では、給水計画人口および1日最大給水量を計画給水人口および計画1日最大給水量に、文言を改めるものでございます。

また、54ページにかけての同項の表につきましては、給水人口や給水量の減少に伴いまして、それぞれ見直した数値に改めるものでございます。

第3条第1項では、上水道事業への統合に伴い、第4条にて規定をしていました、法の適用及び特別会計を削ることにより、後の条項に政令の規定がありませんので、以下政令という、を削るものでございます。

55ページの第5条から第8条につきましては、第4条を削ったことに伴い、1条ずつ繰り上げるものでございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第18号、令和2年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。

予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算第3号は、第1条により、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億7,231万6,000円を追加し、総額をそれぞれ123億131万6,000円とするものでございます。

また、第2条では、地方債の補正により限度額の変更を行っております。

第3条では、流用の範囲を会計年度任用職員の制度改正によりまして、報酬も含めることに変更を致しております。

詳細につきましては、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。15ページをお開きください。

まず、2款1項1目、一般管理費につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金680万円を充当しまして、財源の組み替えを行うものでございます。

11目情報化推進費につきましても、合併特例債2,580万円を充当し財源の組み替えを行い、一般財源を減額するものでございます。

3款1項1目、社会福祉総務費、12節委託料の健康支援地域応援事業504万9,000円の追加につきましては、外出自粛の中、高齢者の生活機能障害や認知症への進行を防ぐため、地域での先導者の方、また、専門職による支援などを町内のNPO法人に委託する経費を計上しております。

7目障がい者自立支援費、18節負担金補助及び交付金の障がい児長期休暇支援事業33万6,000円、地域生活支援事業10万円、障害福祉サービス事業所給付費補償交付金189万円の追加につきましては、特別支援学校の休校に伴います代替施設での人件費の支援、保護者会などの体制づくりへの支援、町内施設で感染者が出た場合に事業の中止、休業に伴う給付費の一部補てんを行うものでございます。

16ページ。

2項1目、老人福祉総務費、18節負担金補助及び交付金の感染拡大防止に係る経済支援交付金336万円の追加、19節扶助費の介護従事職員応援給付事業70万円の追加につきましては、今後、第2波、3波も想定されておりまして、高齢者の方々をご利用されます介護サービス事業者への規模縮小要請につきましては迅速に行う必要がございますので、それに伴う支援交付金の計上をしております。

5款1項1目、地域雇用促進事業、1節報酬から、17ページ、8節旅費までの1,063万8,000円の追加に

つきましては、人事異動などの人員の調整に伴います会計年度任用職員の追加によるものでございます。

6 款 2 項 3 目、林業維持費、14 節工事請負費の林道改良工事 100 万円、緊急自然災害防止対策事業工事 280 万 9,000 円の追加につきましては、林道伊与喜線フトウ橋改修に伴う工事でございます。

21 節補償補填及び賠償金の活餌事業災害補填 300 万円の追加につきましては、1 月 27 日、28 日の豪雨によります大量死の被害に伴うものでございます。

7 款、18 ページになります。

1 項 2 目、商工振興費。全体で 1 億 1,249 万 2,000 円の追加につきましては、2,000 万円のプレミアム付き商品券と食事券の発行に係る経費、会計年度職員に係る人件費や、銀行換金委託 1 億円、振込手数料 440 万円などを計上しております。

3 目観光費、12 節委託料の観光客誘客促進事業委託 412 万 2,000 円、観光資源活用事業委託 224 万円、19 ページのスポーツツーリズム誘客促進事業委託 646 万 8,000 円の追加につきましては、県内客をターゲットとした誘客促進を図るために新たなツアー商品の売り込みや、シーサイドギャラリー夏の花火の費用、スポーツ大会の参加のための宿泊費用の支援などを計上しております。

また、18 節負担金補助及び交付金の幡多広域観光協議会負担金 660 万 8,000 円につきましては、緊急事態宣言の解除によりまして、国の観光業界への支援策も検討をされているところでございます。その期を逃すことなく、幡多 6 カ市町村が連携して行いますキャンペーンに係る負担金を計上してございます。

10 款 1 項 2 目、事務局費、12 節委託料の G I G A スクールサポーター配置委託 575 万円の追加につきましては、ICT 技術者を各学校に配置する経費でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。13 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15 款国庫支出金、2 項 1 目の新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金 9,764 万 1,000 円の追加につきましては額の確定により見積もっておりまして、休業要請に伴う支援金など、事業計画により歳出のそれぞれの事業に充当をしておるところでございます。

その他、国庫補助金および 16 款県支出金も、説明欄に記載があります補助金につきまして歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでおるところでございます。

19 款繰入金金の 1 目財政調整基金繰入金 4,843 万 6,000 円の減額につきましては、収支の調整を行うものでございます。

14 ページで、21 款諸収入のプレミアム付商品券 8,000 万円につきましては、商品券を購入していただいた分の受け入れ分となります。

22 款町債は 10 億 2,480 万円で、3,250 万円の増となっております。説明欄のそれぞれの事業に対応するものでございます。

歳入の説明は以上で終わります。

9 ページへお戻りをいただきたいと思えます。

第 2 表地方債の補正でございます。この補正はそれぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 9 億 9,230 万円を、補正後は 10 億 2,480 万円とするもので、その他、記載の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 14 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは、議案第 19 号の令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は黄色の表紙の予算書になります。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 566 万 2,000 円を増額し、総額をそれぞれ 18 億 2,190 万 1,000 円とするものです。

補正の主な理由は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の条件を満たした被保険者に対する傷病手当金を支給するためのものです。

詳細につきましては、まず歳出から説明させていただきます。最後のページ、9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

2 款保険給付費、6 項 1 目、傷病手当金の 18 節負担金補助及び交付金は、給与等を受ける被保険者への傷病手当金 374 万 2,000 円、事業を営む被保険者への傷病手当金 192 万円の、合計 566 万 2,000 円を増額するものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

4 款県支出金の 1 項 1 目、保険給付費等交付金の 2 節特別交付金の 374 万 2,000 円は、給与等を受ける被保険者への傷病手当金について、特別調整交付金による財政支援があることから増額するものです。

そして、6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金の 192 万円は、事業を営む被保険者への傷病手当金を、一般会計から特別会計に繰入調整するものです。

以上で、議案第 19 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは議案第 20 号、黒潮町道の路線認定について、補足説明をさせていただきます。議案書は 33 ページ、参考資料は 56 ページでございます。

議案書 33 ページをお開きください。

道路の種類、町道、整理番号は 10332、路線名は入野駅前支 1 号線でございます。

起点は黒潮町入野字松本、終点は黒潮町入野字松本でございます。なお、重要な経過地はございません。

参考資料 56 ページをお願いします。

この路線は、くろしお鉄道入野駅西側の町道入野駅前線から、入野本村東地区へ新たに接続する路線です。地域の方々が安全に、また安心して通行できる道路を南側へ整備するもので、町道の路線認定について道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

引き続き、議案第 21 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地（第 1 工区）建築主体工事の請負契約の締結について、補足説明を致します。議案書は別冊の、本日お配りしました 2 ページでございます。

参考資料で説明をさせていただきます。参考資料 1 ページをお開きください。

本工事は、設計金額ならびに請負対象金額とも 1 億 9,126 万円で、入札の結果、1 億 7,220 万円で落札されました。その請負率は 90.03 パーセントでございます。

工期は、令和 2 年 6 月 12 日から令和 3 年 9 月 30 日としております。

なお、契約金額につきましては、1 億 8,942 万円にて株式会社土居建設と契約締結するものでございま

す。

参考資料2 ページをお開きください。

平面図でございます。

赤線囲みが第1工区の工事個所でございます。工事概要と致しましては、建築本体工事Aタイプ、北棟、南棟の2棟で、鉄筋コンクリート造り、2階建て。また、附属する物置き、自転車置き場、それぞれ2カ所の設置。駐車場、道路、団地周辺の舗装工事などでございます。

参考資料3 ページをお開きください。

建物立面図、平面図でございます。

上段左は南側から、右が西側から見た建物の立面図でございます。

下段左が1階、右が2階となります。

標準世帯、2人から6人向けタイプでございます。洋室3室、和室1室、ダイニングキッチンの間取りとなり、1棟4戸、計8戸を建設致します。

議案第22号、町営住宅万行第1・第2団地(第2工区)建築主体工事の請負契約の締結について、補足説明を致します。議案書は3ページでございます。

同じく、参考資料で説明をさせていただきます。参考資料4 ページをお開きください。

本工事は、設計金額ならびに請負対象金額とも2億7,930万円で、入札の結果、2億5,140万円で落札されました。その請負率は90.01パーセントでございます。

工期は、令和2年6月12日から令和3年9月30日としております。

契約金額につきましては、2億7,654万円にて西南総合建設株式会社と契約締結するものでございます。

参考資料5 ページをお開きください。

平面図でございます。

赤線囲みが第2工区の工事個所でございます。工事概要と致しましては、建築本体工事Bタイプ、北棟、南棟の2棟、Cタイプ1棟、鉄筋コンクリート造り、それぞれ3階建て。また、附属する物置き、自転車置き場の設置。道路、団地周辺の舗装工事、緑地帯の整備などでございます。

参考資料6 ページをお開きください。

Bタイプの建物立面図、平面図でございます。

同じく、上段左は南側から、右が西側から見た建物の立面図です。

下段左から、1階、2階、3階となります。

1階が小世帯、1人から2人向けタイプでございます。洋室1室、和室1室、ダイニングキッチンの間取りとなります。2階、3階が屋内に階段がある標準世帯、2人から6人向けタイプで、2階にリビングダイニングキッチン、3階に洋室2室、和室1室の間取りとなり、1棟4戸、計8戸を建設致します。

参考資料7 ページは、Cタイプの建物立面図、平面図でございます。上段が同じく立面図。下段が、左から1階、2階、3階となります。

1階が小世帯タイプで、真ん中に身障者世帯用のタイプを構えております。1階に3戸、2階、3階が、Bタイプと同じく屋内に階段がある標準世帯タイプとなり、2階にリビングダイニングキッチン、3階に洋室2室、和室1室の間取りで3戸、計6戸の建設となります。

AタイプからCタイプ、合計22戸の建設と周辺外構工事となります。

以上で、町営住宅万行第1・第2団地(第1工区)建築主体工事、および町営住宅万行第1・第2団地(第2工区)建築主体工事の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは議案第23号、黒潮町GIGAスクールタブレット購入の物品売買契約の締結について、補足説明をさせていただきます。追加提出の議案書は4ページ、参考資料は8ページでございます。

参考資料の8ページをお開きください。

本契約に係る設計金額は2,680万6,000円、落札価格は2,044万9,000円、売買率は76.29パーセントとなっております。

契約の相手方は、株式会社富士、代表取締役、富木田裕士となっております。

この入札の指名業者は町外業者8社ございましたが、そのうち3社が辞退しましたので、入札は5社で行われました。

この契約は、国の進めるGIGAスクール構想に対応するため、町内小学校の児童および教職員に対し、450台のタブレットを購入、整備するものでございます。仕様書は参考資料の9ページからとなりますので、ご確認をお願いします。

この購入により、令和元年度に中学校へ整備したパソコンと併せ、GIGAスクール構想の中の児童生徒の端末整備支援、1人1台端末について実現するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、10時50分まで休憩致します。

休 憩 10時 41分

再 開 10時 50分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第8号、黒潮町防災会議条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 11 号の質疑を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 12 号の質疑を終わります。

次に、議案第 13 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 13 号の質疑を終わります。

次に、議案第 14 号、黒潮町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 14 号の質疑を終わります。

次に、議案第 15 号、黒潮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 15 号の質疑を終わります。

次に、議案第 16 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 16 号の質疑を終わります。

次に、議案第 17 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 17 号の質疑を終わります。

次の、議案第 18 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算については分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正のうち、歳入の全部の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

G I G A スクールサポーター配置委託料 575 万ですが、これは説明では各学校に 1 名ずつという説明がありました。

これは、年間ずっと張り付いてるっていうか、ずっといるのか。

そして、技術的に専門家に値するんでしょうか。

そして、これは全部町内の人でしょうか。

その点をお願いします。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは宮地議員のご質問にお答えを致します。

この G I G A スクールのサポーター配置事業につきましては、期間は 6 カ月という形の部分で限定をさせていただきます。それで、タブレット端末が納入され次第、この配置をさせていただきたいと思いますので、およそタブレットの端末がですね、今のところ 10 月にはそろそろというふうに考えておりますので、10 月から 6 カ月間ということ想定しております。ただし、タブレット端末がまたもっと早くなれば、もっと早く配置ということになります。

それで、この各学校にということですが、補助の対応と致しましては 2 校に 1 人という形になりますので、そういうことで黒潮町は 10 校ございますので、5 人の配置ということを予定しております。

そして、この配置する人員につきましては、ICT の環境整備などに知見を有する人材を派遣できる企業

の方と委託契約を締結したいと思っておりますので、必ずしも町内の人材ということには限りません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

そしたら分かりました。

それで一つ確認ですけど、じゃあ専門家が来るというふうに捉えてよろしいんですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

はい、ICT の知見を有する専門家が各学校の方に出向いていく、ということを想定しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっとね、これは多分技術的には詳しい人かも分からんけど、児童相手に教えるときに、その教える能力は何でこれ判定していくわけですか。

この委託料の中で、その説明する能力とか、あるいは指導する能力というのは個人差があると思うがよね。そのへんはどういうことなんですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは矢野昭三議員のご質問にお答え致します。

子どもたちに直接教えるということではなくて、教師を介して教えるということになりますので、主にこの業務につきましてはタブレット端末のソフトウェア更新とか、接続機器の周辺の接続作業とかですね。

あとそれから、安全に使用するためのルール作りとか、あとそれから、情報を正しく理解して、またその活用するための教材の作成の支援など、そういうことを想定しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 18 号の質疑を終わります。

次に、議案第 19 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 19 号の質疑を終わります。

次に、議案第 20 号、黒潮町道の路線認定についての質疑はありませんか。

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

私は、この路線の幅員とか延長とかが分かっていたら教えてもらいたいがですが。

議長 (小松孝年君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (金子 伸君)

質問にお答え致します。

延長は約 70 メーターでございます。

幅員等は基本 5 メーターを想定しておりますけれども、今年度、委託業務を発注し計画を立ててまいりますので、まだ決定ではございません。

議長 (小松孝年君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 20 号の質疑を終わります。

次に、議案第 21 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地 (第 1 工区) 建築主体工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 21 号の質疑を終わります。

次に、議案第 22 号、町営住宅万行第 1・第 2 団地 (第 2 工区) 建築主体工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 22 号の質疑を終わります。

次に、議案第 23 号、黒潮町 G I G A スクールタブレット購入の物品売買契約の締結についての質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番 (矢野昭三君)

ちょっとね、今朝頂いたもので、この仕様書にある 9 ページやけど、片仮名が多いわけですが。

G I G A ということについては先に、予算のときに一通り説明もろうちょうがですけど、このソフトウェアのインストールとかねバージョンとか、最後の所では SEND BACK いうて書いちゃう。

これはどういう意味ですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

質問にお答え致します。

仕様書に関して横文字が多いということでございますけども、業者さんに向けて分かるような仕様としておりますので、業者の方には内容的には分かると思います。

ただ、保守についての原則1年以上のセンドバック方式。ちょっとセンドバック方式という方式に関しては、失礼しますけども承知しておりません。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それ、答えられんようなものなぜ持ってくるが、議案で。

業者向けじゃないんだよ。これは議案書。議案の説明書。それがよね、説明できんてどういうこと。

前から言いゆうろう、片仮名は困ると。新語、造語、記号、これはね困ると、住民が。私らも困る。何でそういうことを出してくるわけ。

そのね、業者向け言うたちいかんぜよ。ここへ出した以上、住民に対する説明資料やき、これは。何を思うてこんなもの作るが。

全部説明して、分かるように。この片仮名を。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

すいません。

センドバックサービスとはですね、異常、故障が発生した製品をユーザーがメーカー側に直接送付すると、メーカー側で修理、操作確認後、返却してくれるサービスのことでございます。

議長（小松孝年君）

よろしいですか。

8 番（矢野昭三君）

片仮名のが言うてくださいやいうて言うちゅう。

インストールとかよね、バージョンとかOS とかいうがをきちっと説明してくださいやいうことを言いゆうわけやから、ちゃんと答えないかん。この質疑については2回しか立てれんがやき。この場は。

議長（小松孝年君）

ほいたら残りの、インストール。

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

ソフトウェアというのは、パソコン等の入れる内容といたしますか、そういった動作するための方式でございます。

それを、インストールというのが導入する。

バージョンというのは、それぞれの形式とかその版。何版とか1版、2版とかという、その版のこ

とでございます。

(矢野議員から「OSがない。言うた。聞こえらったよ」との発言あり)

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

基本的なシステムでございます。

議長 (小松孝年君)

ほかに質疑はございませんか。

宮地葉子君。

9 番 (宮地葉子君)

この入札はですね、8社のうち3社が辞退したということでしたが、この5社は全部県内業者だったんでしょうか。それとも、その辞退した所も、例えば辞退したのは全部県外業者だったとか、いろいろあるかと思うんですが。

そのへんを教えてください。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

宮地議員のご質問にお答えします。

8社全て、県内業者というふうに記憶しております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

すいません、まとめて言えば良かったんですけど。

これは購入する、それを取り扱う会社だと思うんです。それは県内には何社ぐらい言うたらちょっと分かりづらいかもしれませんが、たくさんあるんでしょうか。

そのうちのほんとの一部がここへ入ったのか、大体、そんなにないんだけどこの入札だけ参加したのか。

大体のところでもいいですから、分かれば、すいません。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

宮地議員の質問にお答えします。

すぐざっくりとした答弁になると思いますが、基本的には、この規模を扱える業者というのはあまり多くありません。

従いまして、少ない中から8社を選んだということが、ざっくりとしたお答えとなります。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 23 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第 8 号から議案第 23 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了致しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11 時 08 分